

令和7年5月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和7年5月13日（火） 午後1時00分～午後2時10分

2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F

3. 出席者 教育長及び委員

教育長 廣部 昌弘

委 員 渡部 佳子

委 員 豊田 雅之

委 員 小寺 孝治郎

委 員 中島 緑

職 員

教育部長 曾田 智生

教育部次長兼教育総務課長 亀田 聡史

教育部次長兼文化課長 水越 学

教育部部参事兼学校教育課長 上田 真里

学校給食課長 佐川 純子

生涯学習課長 鈴木 玲子

まなび支援センター所長 難波 秀和

学校給食センター所長 石井 紀幸

図書館長 北村 晴美

郷土博物館金のすず館長 松本 明子

中央公民館長 山下 理

（会議事務局）

教育総務課管理係長 河名 千愛生

教育総務課副主幹 伊藤 浩之

4. 陳 情 者 2名（加瀬 隆氏ほか1名）

5. 傍 聴 人 数 5名（非公開案件3件）

6. 付議した事件

陳 情 第 1 号 木更津市の公民館と図書館に関する陳情について

議 案 第 9 号 木更津市いじめ調査委員会委員の委嘱について

議案第10号 市議会定例会の議決を要する事件の議案（木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について

7. 報 告 事 項 なし

8. そ の 他

令和7年度教育費6月補正予算要求について

令和6年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価（素案）について

9. 議 事 大 要

○廣部教育長

定刻となりましたので、令和7年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、渡部委員にお願いいたします。

また、前回4月定例の会議録につきましては、中島委員と私とで、それぞれ確認、署名いたしました。

議案の審議に入ります前に、本日の会議の開催にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定による会議の公開の可否につきまして、委員の意見を求めます。

本日、事務局から提案、説明が予定されております議案第10号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について」が、木更津市教育委員会会議規則第12条第1号の「議会の議決を要する案件について、市長に意見を申し出るもの」に、また、その他案件の「令和7年度教育費6月補正予算要求について」、並びに「令和6年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価（素案）について」が同規則第12条第2号の「期日を指定して公表することが、適当と認められる案件」となりますので、非公開といたしたいが、いかがでしょうか。

（委員の意見なし）

○廣部教育長

ご意見等がないようですので、採決に移ります。

事務局から提案、説明が予定されております、議案第10号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について」、その他案件の「令和7年度教育費6月補正予算要求について」並びに「令和6年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価（素案）について」を非公開とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○廣部教育長

賛成全員により、当該案件は非公開に決定いたしました。

○廣部教育長

次に、付議する事件の審議の前に、木更津市教育委員会会議規則第32条の規定により、陳情第1号「木更津市の公民館と図書館に関する陳情について」、陳情者から趣旨説明を求めることの可否につきまして、委員の意見を求めます。

陳情第1号につきましては、陳情者が趣旨説明を希望しておりますので、陳情者から趣旨説明を求めることといたしたいが、いかがでしょうか

（委員の意見なし）

○廣部教育長

ご意見等がないようですので、採決に移ります。

陳情第 1 号「木更津市の公民館と図書館に関する陳情について」につきまして、陳情者から趣旨説明を求めることに賛成の方挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○廣部教育長

賛成全員により、陳情第 1 号につきましては、陳情者から趣旨説明を求めることに決定いたしました。

○廣部教育長

それでは、付議する事件の審議に入ります。はじめに、陳情第 1 号「木更津市の公民館と図書館に関する陳情について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○亀田教育部次長

陳情第 1 号「木更津市の公民館と図書館に関する陳情について」の提案理由をご説明いたします。議案資料 1 ページをご覧ください。本件は、令和 7 年 4 月 30 日付けで、木更津市の公民館と図書館を考える会 代表加瀬 隆氏から陳情があった「木更津市の公民館と図書館に関する陳情書」について、木更津市教育委員会組織及び運営規則第 5 条第 18 号の規定により、議決を要する事項として採決を求めようとするものでございます。なお、陳情の内容につきましては、2 ページのとおりでございます。

説明は以上でございます

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由の説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

<質問、意見なし>

○廣部教育長

ご質問、ご意見がないようですので、次に、陳情者から趣旨説明を求めます。陳情者の入室をお願いします。

<陳情者の入室>

○廣部教育長

それでは、陳情者から陳情に関する趣旨説明をお願いいたします。

○陳情者（加瀬氏）

<加瀬氏から教育長へ公民館の存続、図書館の直営の継続を求める緊急署名を手渡す>

陳情項目については記載の４点ですが、改めて説明いたします。公民館が地域交流センターに移行される理由として、まちづくりができていないとされておりますが、文京公民館ではまちづくりサークルがありまして、優秀な公民館の専門職員、社会教育主事がありまして、我々はその関係で太田山でボランティアをしまして、その活動は続いております。協働のまちづくり事業として活動しております。

木更津市では独自に平成１４年から縦割り行政の中、各部署でまちづくりをはじめました。それから２３年間、特に中心市街地の活性化計画をメインとして、市民主役のまちづくりだとしています。ところが、シャッター街はいまだに変わっておりません。これは、公民館のせいではなく、行政の縦割り行政の中で活動していることがうまくいかなかったと言われております。こういった問題を行政の失敗の中で、行政のまちづくりがあったのではないかと危惧しております。

ですから、これは公民館の問題ではなく、行政全体の中での問題で、我々は、公民館の職員の専門家がなされていれば、独自に新たなまちづくりが可能であったのではないかと考えております。特に、専門職が減って、現在では１５公民館で５名しかいないようですけど、そういう状況では、まちづくりは不可能ではないかと思えます。公民館は社会教育施設です。社会教育施設の目的は生涯学習、自己啓発だと思います。そういう活動の中でまちづくりが為されるものだと思います。

ですから、公民館を今までどおり、教育委員会の中で管轄していただき、今後とも公民館のあるべき姿を維持していただきたいと願っております。以上です。

○陳情者２

代表から陳情項目の第１項目を中心に説明いたしましたが、補足させていただきます。この陳情のきっかけとなったのは、昨年の１２月市議会において、当時の市長公室長が「公民館を廃止して公の施設へ移行する。従来の生涯学習、社会教育の機能については継続する。」との答弁をされまして、これは大変なことになったということで、図書館も図書館計画の中で運営方法について検討すると書かれてあったのですが、１０月の社会教育委員会議の中で、図書館の方から、直営を基本としているんだというような説明があったにもかかわらず、まだ、内容については検討中なんですってということがあったので、いろいろ問題あるんですけれども、この２点に絞って、署名をしましょうと言って始まったのがきっかけです。

先ほど教育長にお渡しした公民館の存続図書館の直営の継続を求める緊急署名なんですけれども、３月１８日に第一次集計として１０２８筆を渡しました。今日ですね、追加部分も含めて、１２８７筆の方の思いが、陳情項目１点目、４点目には込められておりますので、よろしくお願いします。

あと、２項目目と３項目目につきましては、私たちが署名活動をしていく中で、やっぱり公民館が有料で、２０１８年から有料になっているんですけれども、年金生活ですね、何で払わなきゃいけないのとかですね、あと、問題になっている吾妻公園の文化芸術施設についても、図書館の計画になかったのに、そこにつくるんだとかですね、中央公民館は一中と併設で作るって聞いたんだけど、要するに自衛隊の隣のですね、ああいうとこ

ろに作って非常に心配だというような声が非常に出されたということで、それを加えた、4項目を今回陳情の項目とさせていただきます。

この後の議題にもなっておりますので、1点目について、2点だけ補足させていただきます인데요、公民館の廃止という答弁、それから、3月22日から4月21日まで、パブリックコメントがされたわけなんですけれども、これの公募っていうのが3月1日の広報に出されたんですね。それらは、公民館の廃止を前提に、そういうパブリックコメントや答弁があったんですけれども、公民館の廃止を決めるのは教育委員会の権限なんです。

ですから、そういう決定を教育委員会がいつしたのかというのがちょっとよくわからないので、その辺も含めて、教育委員会の権限をですね、きちんと行使をして欲しいということと、先ほど代表の方から話があった、その根拠なんですけれども、根拠としているものが、公民館運営審議会や社会教育委員会議や市民の声を反映したものではなくて、いわゆる行政改革のために、業務プロセス分析の報告書が根拠になっているので、その辺のことも含めて、公民館の廃止自体が問題ではないかというのが1点です。

もう1つ、これから6月議会で条例案が検討されるということになっていきますけれども、先ほど言いましたパブリックコメントで41人、70件の意見が出されて、今、公開の準備中だということでホームページには載っています。今日、教育委員会会議で検討されることになっていきますけれども、教育委員の皆様は、そのパブリックコメントの意見をご覧になったのでしょうか。もしないとするとですね、そういう市民の声をですね聞かないで、そういう決定をしていくというのは非常に手続き的に問題があるのかなというふうに思います。それに先立って、5月2日に社会教育委員会議があったんですけれども、そこでもパブリックコメントの内容は報告されず、住民説明会の概要を説明しただけで、これを教育委員会会議に挙げますよというような議決はされていないと思います。さらに、公民館運営審議会については、5月27日に開催予定になって、パブリックコメントをやって市民の声が上がってきて、それを、いろんなところで会議をして、それが妥当ですでもいいですし、ここに問題がありますという形でやっていくのがパブリックコメントの趣旨ですので、そうしたものと、教育委員会の権限をですね、きちんと反映をしていただきたいと思います。

説明会で、決まったことを周知するのに時間がかかるので、6月議会の議決が必要だという説明があったんですけれども、大事なのは、なぜこういうふうに変わるのかっていうのを市民がやっぱり納得することが大事だと思うんですね。だからその辺も含めて、6月議会でやるのは時期尚早だなというふうに感じております。

どうぞ教育委員会、教育委員の皆様におかれましては、陳情の趣旨をご理解の上、市民の自由な学習活動を保障し、社会教育活動をさらに充実発展させるために、適正なご判断をしてくださるようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○廣部教育長

ありがとうございました。ただいま、陳情者から、趣旨説明がございました。ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○渡部委員

木更津市のまちを良くしようというその熱い思いを、今聞いていて、なんか、素晴らしいなって思って聞いておりました。質問ですが、陳情者の方ではなく、事務局に質問です。陳情項目が4つございましたが、この件について、陳情項目について、事務局の現状といえますか、どうなっているのかを教えてくださいたいと思います。

○鈴木生涯学習課長

この陳情と、ほぼ同じ内容を3月18日付けで、この木更津市の公民館と図書館を考える会から要望書として挙げていただいております。それに対して、4月17日付で回答を出しているところです。そういったのも踏まえて、今の事務局としての取り組み状況を簡単に説明したいと思っております。

まず1点目、身近な学習文化の拠点である公民館を廃止しないでくださいというところです。今陳情の方からの説明もありましたけれども、本市におきましては、これまで15の公民館を設置して、市民の主体的な学び合いを通し、地域づくり、まちづくり、地域交流を推進してきました。本市では、公民館のこれまでの活動、担ってきた役割や機能を継続しながら、地域づくりや地域交流における施設利用の可能性をさらに拡大し、市全体として取り組んでいくまちづくりを推進するために、今回地域交流センターへの移行を目指しているところでございます。

そして、使用料の無料につきましては、平成30年度からこの使用料を有料化というところに変えさせていただいているところでありまして、その時点では教育委員の皆様にも検討していただいたところです。生涯学習の拠点としてこの施設をさらに充実させ、将来にわたって、この後も持続可能にしていくためには、市が定めております使用料、手数料等の見直しに関する基本方針に基づきまして、適切に使用料を定めております。また、この地域振興を目的とした団体が公共、或いは公益の目的で使用する場合は減免という形も活用しながら、まちづくりを支援させていただいているところでございます。

吾妻の施設、1度凍結し、というところの意見もいただいておりますが、現状ホール、図書館、公民館におきましては、老朽化でありますとか、耐震性能の不足により、使えない部分や、ちょっと皆様にご迷惑をかけている部分があります。そういったところで速やかに文化芸術活動、また生涯学習の拠点となる施設の整備が必要なこととなっておりますので、検討を重ねまして、持続可能な施設運営も考慮し、複合化、など機能の集約が必要であると判断したところでございます。こちらにつきましては令和10年度中の供用開始を目指して、今、計画を進めているところでございます。

また最後になりますが、図書館の民営化をしないでくださいという部分ですけれども、吾妻に図書館が移転いたしますが、そういった部分では、運営方法等を検討しているところでありまして、ホール、図書館、公民館、今までない大きな施設となりますことから、具体的な方向性が決まっているところではないんですけれども、利用者にとっては使いやすく心地よい空間となるように、図書館の整備計画なども踏まえ、また図書館協議会の意見もいただきながら、協議を進めているところでございます。

以上です。

○渡部委員

先ほどパブリックコメントの話もありましたが、4月13日に中央公民館、4月15日に各公民館、あと4月18日に金田交流センターで、地域交流センター移行についての住民説明会があったと承知しておりますが、その際にどのような意見が寄せられたのかを事務局にお伺いしたいと思います。

○鈴木生涯学習課長

4月13日、中央公民館におきましては46名の参加、15日、Zoomを活用しての各公民館を会場としながら行ったのが72名の参加、そして、18日金曜日、夜ですけれども、金田の地域交流センターで行った際には5名の参加をいただきました。

質問の方はですね3回とも共通しているものが多く、やはり今後どうなるのかっていう心配の声が寄せられたように思います。まず、地域交流センターになると何が変わるのか、先ほど陳情の中にもありましたけれども、少しスケジュールが性急すぎるのではないか、また近隣自治体、ここの4市でいいますと袖ヶ浦市が6年の4月から公民館を地域交流センターにしたんですけれども、そういった活動を耳にしながら考えていることはないのか。そして、説明会の資料の中にもありましたが、社会教育とか生涯学習の部分を、本当にどのように継続していくのか、そういった考えを聞きたいという意見。また、金田地域交流センターの条例を変えていくという説明をしましたので、指定管理になってしまうのではないかと。今、公民館の職員がいて直営でやっている。そういった部分でまちづくり、地域づくりを支えているというところの中で、今後この移行する際に、今は市直営と言っているが本当にそれがずっと担保されるのか、そういった声が寄せられたと思っております。

また、意見公募、パブリックコメントの方ですけれども、件数としては70件、41名の方からご意見いただきました。その中で、賛成というお声もいただきましたが、反対という形、また、社会教育とか生涯学習の機能の残し方、継続についてのご意見が4件、地域交流センターへの移行後について心配される方が20件、そしてスケジュールについて心配されている方が12件という形で、70件が今寄せられているところでございます。そういったところは、市民協働部と調整しながら公開に向けて準備をしているところでございます。以上です。

○渡部委員

変わることに對しての心配とか不安とかがあるというご意見が多かったようですが、確認ですけれど、社会教育事業は、地域交流センターに移行しても、教育部の生涯学習課が所管するということによろしいでしょうか。

○鈴木生涯学習課長

説明会の中でも言わせていただいている部分であります。教育委員会が責任を持って、事業については、指導、助言していくという形で体制づくりを整えているところでございます。

金田地域交流センターは指定管理者が運営していますが、その一部に金田出張所という部屋がありましてそこは市の職員が、市民課の職員なのですけれども、3名ほどいます。その方々に、教育委員会から補助執行として、生涯学習課の予算で、金田地域の生涯学習推進事業というのをやってもらっております。具体的には、住民会議ですとか、まちづくりに関わる金田公民館がそれまで培ってきたものをやっているのですが、今度も地域交流センターになったときにも、職員が、市民協働部、多分市民活動支援課の職員になるかと思うんですけれども、同時に教育委員会の方から補助執行させていただいて、生涯学習の事業をやるということを自分たちの事務のひとつとして、お手伝いとか、そっちのメインの仕事の脇にあるとかじゃなくて、きちんと自分たちの職務として捉えていただきながら、社会教育生涯学習の推進をしてもらえるように補助執行という形で整えていきますので、ご理解いただければと思います。具体的には、職員の研修とか、事業の監査なども考えております。以上です。

○渡部委員

そうなりますと、現在公民館で行われています事業っていうのは、補助執行によって社会教育の担当の職員の方がいらっしゃるの、継続できるということでしょうか。どうなりますか。

○鈴木生涯学習課長

事業については、基本的には、まちづくり、コミュニティづくりに繋がっていく部分ですので、もちろん事業の方は継続していきます。また、地域課題に即してその事業を発展させていくとか、また別の形で提示していくなど、それぞれの地域に合った形で、出していければと思っております。

そういった形も、部署が市民協働部に所管が変わっても教育委員会が変わることなく、関わっていくということで、今体制づくりを市民協働部とともに整えているところでございます。以上です。

○渡部委員

変わるということに、心配や不安が根強くあると思うんですけども、変わったときに、これまで公民館を利用してきた方々に不便が生じるようなことはないでしょうか。

○鈴木生涯学習課長

公民館施設が地域交流センターになることによって、社会教育法が外れるというところで、営利団体ですとか、物販ができるようになるとか、今まで公民館を使えていなかった活動内容も少し入ってきます。そういったことで、新たな交流が生まれるというメリットもありますが、今まで使っていた人たちにとっては、今までよりもその活動の人たちが増えると自分たちの予約に支障が出るのかなといった声は寄せられました。そういった中で、予約の時間差をつけるといいますか、今までの社会教育関係団体いわゆるサークルにつきましては、6ヶ月前から取れるような形で、今整えているところです。そし

て、営利企業的なものですけれども営利団体についてはその3ヶ月後の、3ヶ月前からということで、少し時間を設けまして、なるべく今まで活動してきた方々が、そのまま継続できるような形を整えられるように、今条件整備をしているところでございます。以上です。

○廣部教育長

ご質問、ご意見がないようですので、陳情者は退室をお願いいたします。

<陳情者の退室>

○廣部教育長

それでは、採決に移ります。陳情第1号「木更津市の公民館と図書館に関する陳情について」につきまして、採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします

○中島委員

陳情を採択するということの意味合いを教えてくださいと思います。

○曾田部長

この採択、不採択という言葉は議案ですとか、或いはこういった陳情請願の意見の意見をくみ取ることというふうにされておりますので、仮に、この陳情に対して、採択でありますれば、教育委員会はこの陳情書の意を酌んで仕事を進めていく必要がある。不採択であれば、またその反対の意味というふうになっております。以上でございます。

○中島委員

程度がちょっとわからないというか、どれ位、考慮するっていうところをお願いします。

○曾田部長

どれ位、この陳情書に拘束されるかというご質問だと思うのですが、それにつきましては、この場でこうしていきましょう。ああしていきましょうということは、すぐには申し上げられません。ただ、4点の陳情があったわけですが、教育委員会が仕事を進めていく上で、この陳情内容を十分に尊重していかなければいけないという意味合いとなっております。

以上でございます。

○廣部教育長

改めて、採決に移ります。陳情第1号「木更津市の公民館と図書館に関する陳情について」につきまして、採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします

<挙手なし>

○廣部教育長

賛成者なしということで、陳情第1号は不採択と決定いたしました。

次に、議案第9号「木更津市いじめ調査委員会委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○亀田教育部次長

議案第9号「木更津市いじめ調査委員会委員の委嘱について」の提案理由をご説明いたします。

議案資料3ページをご覧ください。本議案は、木更津市いじめ調査委員会委員について、附属機関設置条例第5条第1項及び木更津市いじめ調査委員会設置要綱第3条第2項の規定により、新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

4ページをご覧ください。委嘱を予定している候補者は、宇田川真理子氏、佐藤優希氏、土田雄一氏、渡辺淳子氏の4名で、任期につきましては、令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年間でございます。なお、候補者の経歴等につきましては、5ページの参考資料のとおりでございます。説明は以上でございます

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○小寺委員

いじめ調査委員会を設置して、何をするのですか。

○上田教育部部参事

調査委員会の実施内容につきましては、いじめの重大事態の調査結果について、調査審議、或いは、いじめの重大事態において再調査が必要な場合、新たな事実が生じた場合ですとか、もう少し調査が必要な場合、そういった場合に、今までの調査結果を基に、再調査を行う組織でございます。

○小寺委員

そうすると、その前に調査をどなたかが、どっかの組織がやるってことですか。

○上田教育部部参事

基本的には最初は学校が調査を行いますし、それでも不十分な場合は、教育委員会が主体となって調査を行う場合もございます。以上です。

○小寺委員

その調査委員会が調査して、どういうことを最終目的にするのですか。調査委員会を

設置している、設置することが目的なのか、それとも調査委員会が、どういう活動をして、どういうことを目的にしているのかっていうことをはっきりしなければ、調査委員会を設置しているというアピールだけになってしまって、何の意味もないと思います。

○上田教育部参事

重大事態の調査を進めていく中で、確かに今ご指摘があったように、設置することが目的ではなく、調査をし、その後同じような事案が生じないようにするためですとか、実際に被害にあった児童生徒、そして保護者の方々に、こういった形で寄り添っていきけるのかということを審議していく組織だというふうに考えております。以上です。

○廣部教育長

ご質問、ご意見がないようですので、採決に移ります。議案第9号「木更津市いじめ調査委員会委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

○廣部教育長

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

次に、議案第10号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について」につきまして、非公開案件ですので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

<傍聴人退出>

○廣部教育長

それでは、議案第10号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

<事務局説明・質疑>

○廣部教育長

採決に移ります。議案第10号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

○廣部教育長

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

非公開案件の審議が終了いたしましたので、傍聴人の入室をお願いします。

<傍聴人入室>

○廣部教育長

本日、付議いたしました事件の審議は、以上といたします。

続きまして、報告事項でございますが、本日の報告事項はございません。

次に、その他でございますが、「令和7年度教育費6月補正予算要求について」並びに「令和6年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価（素案）について」につきましては、非公開案件ですので、傍聴人の方は、退室をお願いいたします。

<傍聴人退室>

○廣部教育長

はじめに、「令和7年度教育費6月補正予算要求について」説明をお願いします。

<事務局説明・質疑>

○廣部教育長

次に「令和6年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価（素案）について」説明をお願いします。

<事務局説明・質疑>

○廣部教育長

非公開案件の説明が終了いたしましたので、傍聴人の入室をお願いします。

<傍聴人入室者なし>

○廣部教育長

その他、委員の皆様から総体的に、ご意見等ございますか。

○豊田委員

今回、市議会に提案される議案に関連する陳情がありました。今後はこのような陳情の取り扱いは、検討の余地があるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○亀田教育部次長

事務局といたしましても、今後、このような案件の取り扱いにつきましては、何かしらのルール化といいますか、取り決めについて検討して参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○廣部教育長

ほかにご意見等がないようですので、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いします。

○事務局

次回、6月の定例教育委員会会議につきましては、令和7年6月10日（火）午後1時から市役所朝日庁舎多目的室Bで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○廣部教育長

以上を持ちまして、令和7年5月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長
委 員